

## (仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画に係る環境影響評価方法書 (再手続版) に対する意見 (論点整理) 【新旧対照表】

緑：複数者からの意見 黒：事務局意見

※旧は、令和5年度第9回千葉県環境影響評価委員会資料(令和5年10月25日開催)。下線部は、変更箇所。

※【前回方法書意見】は、前回の方法書に対する知事意見と同趣旨の内容。

図書: 方法書該当ページ	新	旧
	<p>1 事業特性、地域特性 (1) 事業特性</p>	<p>1 事業特性、地域特性 (1) 事業特性</p>
2.2-1(5)	<p>ア <u>天然ガス</u>を燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備3基(合計出力195万kW)を新たに設置する計画である。<b>【答申前文】</b></p>	<p>ア <u>液化天然ガス(LNG)</u>を燃料とする高効率なコンバインドサイクル発電設備3基(合計出力195万kW)を新たに設置する計画である。</p>
2.2-10(14)	<p>イ 施設の稼働に伴い、多量の排ガス(約717万m<sup>3</sup>/h)を排出する計画である。<b>【答申に含めず】</b></p>	<p>イ 施設の稼働に伴い、多量の排ガス(約717万m<sup>3</sup>/h)を排出する計画である。</p>
2.2-10(14)	<p>ウ 復水器の冷却方式の変更に伴い、冷却ファンを含む高さ40mの設備が導入され、騒音及び温風(温排気)の発生が想定される。<b>【答申】</b></p>	<p>ウ 復水器の冷却方式の変更に伴い、冷却ファンを含む高さ40mの設備が導入され、騒音及び温風(温排気)の発生が想定される。</p>
はじめに 1/4~4/4	<p><u>エ 復水器冷却方式を海水冷却方式から空気冷却方式に計画変更したことから、手続中であった環境影響評価準備書を取下げ、改めて環境影響評価方法書の手続を実施する。</u><b>【答申前文】</b></p>	<p>(新規追加) 再手続の経緯を追加</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
3.2-8(134), 3.2-22(148)	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置する一方、住居、学校教育施設及び社会福祉施設にも近接している。【答申前文】</p>	<p>(2) 地域特性</p> <p>ア 対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）は、大規模な工場等が集中立地する京葉工業地域に位置しているが、住居、学校教育施設及び社会福祉施設にも近接している。</p>
3.1-101(123)	<p>イ 近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等でにぎわう盤洲干潟がある。【答申前文】</p>	<p>イ 近傍には、多様な生物が生息し、潮干狩り等でにぎわう盤洲干潟がある。</p>
3.1-23(45)	<p>ウ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域である。【答申前文】</p>	<p>ウ 事業区域及びその周辺は、全国的にも光化学スモッグ注意報の発令が多い地域である。</p>
該当ページ なし	<p>エ 事業区域の周辺には、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境への重畳的な影響が懸念される。【答申前文】</p>	<p>エ 事業区域の周辺には、稼働中及び計画中の火力発電所が複数あり、大気環境への重畳的な影響が懸念される。</p>
該当ページ なし	<p>オ 地域住民等からは事業実施に伴う環境影響への懸念や意見が寄せられており、地域住民等からの意見に配慮した環境保全に取り組むことが必要である。【答申に含めず】</p>	<p>オ 地域住民等からは事業実施に伴う環境影響への懸念や意見が多数寄せられており、地域住民等からの意見に配慮した環境保全に取り組むことが必要である。</p>
該当ページ なし	<p>2 事業計画</p> <p>事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、利用可能な最良の技術の導入等により、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの排出削減などを図り、環境影響をできる限り回避又は低減すること。【前回方法書意見】（事務局、袖ヶ浦市、住民）【答申】</p>	<p>2 事業計画</p> <p>事業計画の詳細な検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を収集し、最良の利用可能技術の導入を検討することにより、大気環境への負荷の低減や温室効果ガスの削減など、一層の環境影響の回避・低減に努めること。【前回方法書意見】（事務局、袖ヶ浦市、住民）</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
6.2-37(301)～ 6.2-40(304)	<p><b>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</b></p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>計画変更前の環境影響評価準備書(令和4年2月送付)における調査結果を参考とし、調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。【答申】</p>	<p><b>3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法</b></p> <p>(1) 全般的事項</p> <p>現地調査の実施に当たっては、海水冷却方式の準備書における調査結果を参考とし、調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。</p>
6.2-6(270)～ 6.2-8(272)	<p>(2) 大気質</p> <p>ア 事業区域の周辺において、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境について重畳的な影響が懸念されることから、必要な周辺の火力発電所の情報収集に努め、重畳的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】(事務局、木更津市)【答申】</p>	<p>(2) 大気質</p> <p>ア 事業区域の周辺において、稼働中及び建設中の火力発電所が複数あり、大気環境について重畳的な影響が懸念されることから、必要な周辺の火力発電所の情報収集に努め、重畳的な影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】(事務局、木更津市)</p>
6.2-6(270)～ 6.2-8(272)	<p>イ 施設の稼働による大気質について、空気冷却方式の復水器から排出される温風の影響により上空に逆転層が形成される可能性があり、その結果、排出ガスの拡散が妨げられるおそれがあることから、温風による逆転層形成のシミュレーションを行った上で、予測及び評価を行うこと。(委員、事務局)【答申】</p>	<p>イ 排出ガスに係る大気質について、空気冷却方式の復水器からの温風が上空に滞留することで逆転層が発生し、排出ガスの拡散が妨げられる可能性があることから、温風の拡散による逆転層の形成をシミュレーションした上で、大気質の予測及び評価を行うこと。(委員、事務局)</p>
6.2-2(266)～ 6.2-3(267) 6.2-9(273)～ 6.2-10(274)	<p>ウ 工事用資材の搬出入による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】【答申】</p>	<p>ウ 工事用資材の搬出入に係る窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について、使用する船舶も予測及び評価の対象に含めること。なお、燃料に重油等を使用する場合は、硫黄酸化物を環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
該当ページ なし	<p>エ PM2.5及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】(事務局、住民)【答申】</p>	<p>エ PM2.5及び光化学オキシダントについて、予測手法及び対策に係る今後の動向を踏まえ、必要な調査、予測及び評価並びに環境保全措置を検討すること。【前回方法書意見】(事務局、住民)</p>
6.2-2(266)～ 6.2-8(272)	<p>オ 窒素酸化物に係る予測について、窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度を算出する方法を具体的に記載すること。 【前回方法書意見】【指導】</p>	<p>オ 窒素酸化物に係る予測について、窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度を算出する方法を具体的に記載すること。 【前回方法書意見】</p>
2.2-12(16), 6.2-21(285)	<p>(3) 騒音及び低周波音(超低周波音を含む) ア 施設の稼働による騒音について、空気冷却方式の復水器に多数の送風機(冷却ファン)の設置が想定されることから、設置する基数や規模などの諸元を示した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。(事務局、袖ヶ浦市、住民)【答申】</p>	<p>(3) 騒音及び低周波音 ア 施設の稼働による騒音について、空気冷却方式の復水器では多数のファンを設置する必要があるとされていることから、復水器を含めて設置する騒音発生施設の諸元を示した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。(事務局、袖ヶ浦市、住民)</p>
6.2-26(290)	<p>イ 低周波音について、予測結果と比較する指標等を示した上で、超低周波音を含めて予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】【答申】</p>	<p>イ 低周波音について、超低周波音(周波数が20Hz以下の音)を含めて予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】</p>
2.2-12(16), 6.2-26(290)	<p>ウ 施設の稼働による低周波音(超低周波音を含む)について、伝搬の特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定し、事業区域周辺の住居等への影響を適切に調査、予測及び評価すること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、住民)【答申】</p>	<p>ウ 施設の稼働による低周波音(超低周波音を含む)について、伝搬の特性を考慮して、環境保全についての配慮が特に必要な住居、学校及び病院等を含む地域を対象に、調査地域及び予測地域を適切に設定し、事業区域周辺の住居等への影響を適切に調査、予測及び評価すること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、住民)</p>

図書: 方法書該当ページ	新	旧
6. 1-6(260)	エ 工事用資材等の搬出入による超低周波音について、発生源となるタグボート等を使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】 <b>【答申】</b>	エ 工事用資材等の搬出入に係る超低周波音について、発生源となるタグボート等を使用する場合は、環境影響評価項目に選定すること。【前回方法書意見】
6. 2-26(290)	(削除) (3) イに統合	オ <u>低周波音(超低周波音を含む)について、予測結果と比較する指標等</u> を示し、評価を行うこと。【前回方法書意見】
6. 1-1(255), 6. 1-9(263)	(4) 水質 基礎工事等において発生する雨水排水等について、仮設排水処理装置等による処理後の排水量及び水質を明らかにした上で、排出先である近隣他事業所の水路から公共用水域に排出される場合は、環境影響評価項目に選定すること。(市原市、袖ヶ浦市) <b>【答申】</b>	(4) 水質 基礎工事等において発生する雨水排水等について、仮設排水処理装置等による処理後の排水量及び水質を明らかにした上で、排出先である近隣他事業所の水路から公共用水域に排出される場合は、環境影響評価項目に選定すること。(市原市、袖ヶ浦市)
6. 2-45(309)～ 6. 2-47(311)	(5) 景観 完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望点を含めて調査地点を選定すること。【前回方法書意見】 <b>【答申】</b>	(5) 景観 完成後の施設が視認可能となる範囲を明らかにした上で、その範囲内の主要な眺望点を含めて調査地点を選定すること。【前回方法書意見】
6. 2-49(313)	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】 <b>【答申】</b>	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業区域周辺は、潮干狩りを目的とした多くの人出が想定されることから、その利用時期及び利用状況も考慮して調査、予測及び評価を行うこと。【前回方法書意見】

図書: 方法書該当ページ	新	旧
2. 2-16(20)	<p>(7) 温室効果ガス等</p> <p>ア <u>二酸化炭素の排出をできる限り削減するため、施設の設計に当たっては、発電施設に加えて、事業場全体の省エネルギー化に努め、その上で調査、予測及び評価を行うこと。</u> 【答申】</p>	<p>(7) 温室効果ガス等</p> <p>ア <u>一層の二酸化炭素排出削減のため、省エネルギー設備を導入するなど事業場全体の省エネルギー化に努めた設計とした上で、調査、予測及び評価を行うこと。</u></p>
6. 2-52(316)	<p>イ 二酸化炭素の年間排出量等の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。【指導】</p>	<p>イ 二酸化炭素の年間排出量等の予測に当たっては、排出量の算定に必要な排出係数や算定式など、具体的な予測手法を準備書に記載すること。</p>
3. 1-23(45)	<p>4 その他</p> <p>(1) <u>空気冷却方式の復水器からの温風について、発電所周辺の気温に与える影響を予測するとともに、気温上昇が予測された地域においては、供用時の状況を確認するためのモニタリング調査を実施すること。</u>(委員、木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民) 【答申】</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) <u>空気冷却方式の復水器からの温風について、発電所周辺の気温に与える影響を明らかにするとともに、予測結果を踏まえて、供用時のモニタリング調査の実施を検討すること。</u>(委員、木更津市、市原市、袖ヶ浦市、住民)</p>
該当ページ なし	<p>(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーションを図ること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、袖ヶ浦市) 【答申】</p>	<p>(2) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺自治体及び地域住民等からの懸念・要望に対し、積極的な情報提供及び丁寧な説明を行うことにより、双方のコミュニケーションを図ること。【前回方法書意見】(事務局、市原市、袖ヶ浦市)</p>